

# 平成24年度事業計画書

自：平成24年（2012）年 4月 1日

至：平成25年（2013）年 3月31日

## 1 演奏家の技能及び教養向上のための研修及びその成果の発表

### （1）新進演奏家育成プロジェクト（公益目的事業／演奏家の育成事業）

23年度より名称を新たに取組んだ「新進演奏家育成プロジェクト」の4つの事業を24年度においても引き続き全国規模で展開する。当プロジェクトは、優秀な新進演奏家を全国各地で厳正なオーディション等により選抜し、音響の優れた一流のステージで演奏する場を提供するという、若手演奏家にとっては極めて貴重で意義深い企画として、関係方面から熱い期待を寄せられている。

演奏家の技能及び教養向上のための研修及びその成果の発表という目的として下記の3つのプロジェクトを実施する。

＝文化庁委託事業「平成24年度次代の文化を創造する新進芸術家育成事業」＝

#### ①「オーケストラ・シリーズ」の開催

「オーケストラ・シリーズ」は、地域の音楽振興と新進演奏家の発掘と紹介を目的としており、地域のプロ・オーケストラとの共演という新進演奏家にとっては得難い貴重な演奏機会を提供する。出演者の選考にあたっては、協奏曲の全てのジャンルを対象として出演者を公募し、厳正な審査を経て決定する。

- ・開催地区（6地区） 札幌、仙台、名古屋、大阪、広島、福岡
- ・オーディション開催時期 10月中旬～11月下旬・予定
- ・演奏会の開催時期 2月上旬～3月中旬・予定
- ・共演するオーケストラ 札幌交響楽団  
仙台フィルハーモニー管弦楽団  
名古屋フィルハーモニー交響楽団  
日本センチュリー交響楽団  
広島交響楽団  
九州交響楽団

#### ②「リサイタル・シリーズ」の開催（年間・札幌2回、東京10回、名古屋2回、京都1回、大阪4回、福岡1回）

「リサイタル・シリーズ」は、優秀な新進演奏家を広く世に紹介することを目的とするもので、平成23年度から京都地区を加え、全国主要都市6地区においてオーディションにより選抜した新進演奏家の研究成果の発表の場として、リサイタル形式による演奏会を開催する。

- ・「リサイタル・シリーズ SAPPORO」（年2回）札幌コンサートホール Kitara 小ホール  
1月、3月にそれぞれ1回開催
- ・「リサイタル・シリーズ TOKYO」（年10回）東京文化会館小ホール  
4、5、6、7、9、10、11、12、1、2月の各月1回開催
- ・「リサイタル・シリーズ NAGOYA」（年2回）名古屋ザ・コンサートホール（電気文化会館）

1月、2月で2回開催

- ・「リサイタル・シリーズ KYOTO」(年1回) 京都コンサートホール・アンサンブルホールムラタ

2月に1回開催

- ・「リサイタル・シリーズ OSAKA」(年4回) 大阪いずみホール

5、6、10、11月の各月1回開催

- ・「リサイタル・シリーズ FUKUOKA」(年1回) 福岡あいろんホール

2月乃至3月で1回開催

### ③「新進芸術家海外研修員によるスペシャル・ワールド・コンサート」の開催

3月に1回開催 東京文化会館小ホール

日本演奏連盟では、文化庁新進芸術家海外研修制度の推薦団体として優秀な新進演奏家を多数推薦し、多くの若手演奏家が海外で研鑽する機会を提供してきた。スペシャル・ワールド・コンサートは平成23年度に開始した演奏会で、海外研修を終えた新進演奏家が一堂に会し、それぞれが自己の研鑽の成果を披露しあい、切磋琢磨することにより、今後の活動につなげることを目標とする。

#### (2)「山田康子奨励・助成コンサート」(年間6回)(相互扶助等事業/会員向け事業)

故山田康子さん(ピアニスト)から資金の提供を受けて、昭和63年度(1988)から実施している助成制度。対象は会員が主催する意欲的かつ創造的な演奏会で、その演奏会に対して経済的援助を行う。これまでに139公演を奨励、助成している。本年度は6名(6公演)を助成対象とする。

#### (3)「増山美知子奨励ニューアーティストシリーズ」(年間5回)(公益目的事業/助成・奨学活動)

声楽家の増山美知子さんから資金の提供を受けて、22年度から開始した制度。35歳以下の優秀な若手演奏家の公演を対象に公募し、書類選考を経て、経済的支援を行う。

#### (4)「日本演奏連盟後援」名義の使用承認(公益目的事業/啓蒙・啓発活動)

会員が主催するリサイタル及び室内楽、又は各種演奏団体が主催する催事に「日本演奏連盟後援」の名義使用を承認、許可する。

#### (5)「コンサート・アシスト」事業(公益目的事業/啓蒙・啓発活動)

会員をはじめとする演奏家が、自主的にリサイタルを開催する場合の後方支援体制を確立する。若い演奏家にとっては、特に自主コンサートを開催するということは、事務的な負担が大きい。当連盟では、これまでのコンサート開催により蓄積したノウハウをいかし、特に新進演奏家のリサイタル開催をサポートする事業を実施する。有料。

## 2 音楽に関する指導及び啓蒙

### (1) ガブリエッラ・トゥッチ氏による若い声楽家のための公開マスタークラス(公益目的事業/演奏家の育成事業)

＝文化庁委託事業「平成24年度次代の文化を創造する新進芸術家育成事業」＝

当連盟では、平成16年度から世界的な演奏家を招聘し、我が国の芸術分野の担い手に直接、指導・助言を与えてもらうために、公開マスタークラスを全国規模で実施している。24年度は世界の80以上の歌劇場でオペラ歌手として活躍したイタリアのソプラノ歌手ガブリエッラ・トゥッチ氏を再度招聘し、大阪、東京、札幌で「若い声楽家のため

の公開マスタークラス」を開催する。

- ・回数 平成 24 年 12 月初旬で 4 回
- ・地域 東京、札幌、大阪

(2) 「2013 都民芸術フェスティバル」の主催公演（公益目的事業／音楽普及活動）

＝助成：東京都＝

「都民芸術フェスティバル」は質の高い芸術文化に触れる機会を広く都民に提供するとともに、東京における芸術文化活動の振興を図る目的で、東京都が芸術文化団体の公演に対して助成する催事で、40 有余年の歴史をもつ。毎年 1 月から 3 月までの期間、芸術各ジャンル 11 部門、約 100 公演が実施される。

このうち、当連盟はクラシック音楽部門の 17 公演を実施する。

- ・オペラ・シリーズ（3 団体、3 演目、7 公演）

出演団体：東京二期会、藤原歌劇団、日本オペラ協会

公演会場：東京文化会館大ホール、新国立劇場中劇場

- ・オーケストラ・シリーズ（8 団体、8 公演）

出演団体：NHK交響楽団、新日本フィルハーモニー交響楽団、東京交響楽団、東京シティ・フィルハーモニック管弦楽団、東京都交響楽団、東京フィルハーモニー交響楽団、日本フィルハーモニー交響楽団、読売日本交響楽団

公演会場：東京芸術劇場大ホール

- ・室内楽シリーズ（2 組、2 公演）と日本歌曲シリーズ（1 公演）

出演団体：室内楽団ほか

公演会場：東京文化会館小ホール

(3) 「日本演奏連盟第24回クラシックフェスティバル」の開催（公益目的事業／音楽普及活動）

＝助成：公益財団法人三菱UFJ信託芸術文化財団＝

＝助成：公益財団法人ロームミュージックファンデーション＝

当連盟会員の協力を得て開催する恒例の演奏会。24 年度はピアノの連弾とデュオの演奏に焦点をあて、オーケストラにも匹敵する華麗なピアノ音楽を披露する。

- ・『PIANO×PIANO』

平成 24 年 4 月 19 日（木）6 時 30 分開演 東京文化会館大ホール

出演：ピアノデュオドゥオール藤井隆史&白水芳枝、

伊藤恵&北村朋幹、デュオ・グレイス高橋多佳子&宮谷理香、

迫昭嘉&江口玲、寺田悦子&渡邊規久雄、

清水和音

### 3 地方音楽教育及び音楽文化の啓発

(1) 宗次エンジェル基金／日本演奏連盟 新進演奏家国内奨学金制度（給付型）（公益目的事業／助成・奨学活動）

平成 24 年度に新規事業として取り組む当連盟初の奨学金制度。

特定非営利活動法人イエロー・エンジェル（愛知県名古屋市の宗次徳二理事長からの支援を受けて、プロのクラシック音楽の演奏家を志す全国の優秀な生徒・学生・若手

演奏家に対し、教育機関での学業費用または国内での研修費用等を支援する奨学金制度で、返済不要の給付型とする。募集は平成 24 年中に行い、書類審査、CD 審査、実技審査を経て奨学生を決定する。支給は平成 25 年 4 月以降開始予定。なお、初年度は募集枠を 10 名として、月額 5 万円（年額 60 万円）を支援する。

#### 4 国際的交流による芸術活動の提携及び促進

##### (1) 文化庁新進芸術家海外研修員の推薦（平成 25 年度対象）（公益目的事業／演奏家の育成事業）

文化庁では、昭和 42 年（1967）から芸術家を一定期間海外に派遣して研修させる制度を実施しており、これまで多くの芸術家が成果をあげてきた。当連盟は文化庁への推薦団体として、近年では約 50 名の演奏家の推薦を行っているが、引き続き 24 年度も、同制度の広報及び受付業務に広く協力する。

- ・対象 15 歳以上 18 歳未満と 18 歳以上の 2 部門
- ・派遣内容 1 年派遣、2 年派遣、3 年派遣、特別派遣（80 日間）  
（18 歳未満は 1 年派遣）
- ・推薦時期 文化庁へ推薦書類提出 9 月初旬
- ・文化庁選考 書類・DVD 選考及び面接選考 11 月～1 月
- ・正式決定 内定（翌年 2 月下旬～3 月上旬）を経て、翌年 5 月決定
- ・研修開始 翌年 9 月以降

#### 5 演奏家の利益擁護及び福祉厚生

##### (1) 文化予算拡大、芸術文化の環境整備のための活動（公益目的事業／調査研究及び権利擁護活動）

国及び地方自治体に対し、文化予算の一層の拡大、文化芸術振興基本法に基づく文化活動の環境整備・充実等について、関係団体と協力し活動を行う。

協力する関係団体：芸術家会議（43 の芸術創造団体で構成）、（公社）日本芸能実演家団体協議会（71 の芸能実演家の団体等が集い、交流、研修、著作隣接権の権利擁護、地位の向上等を目的に活動）、東京都芸術文化団体協議会（東京都芸術文化振興議員連盟と協力関係）

##### (2) 著作隣接権の権利擁護のための活動（公益目的事業／調査研究及び権利擁護活動）

芸団協・実演家著作隣接権センター（CPRA）及び演奏家権利処理合同機構 Music People's Nest（MPN）を通じて分配される著作隣接権報酬の権利者個人宛の分配業務に積極的に協力し、演奏家の権利擁護に寄与する。

また、MPN 内に設けた MPN クラシック委員会（日本オーケストラ連盟、日本音楽家ユニオン、日本演奏連盟）に参加し、著作隣接権クラシック部門 2010 年度徴収分の報酬分配の作業に協力する。

##### (3) 福祉厚生に関する互助業務（相互扶助等事業／会員向け事業）

会員相互の助け合いの精神のもと、健全な互助制度の維持に努める。

##### (4) 芸能に従事する人の国民健康保険等の事務取り扱い（相互扶助等事業／会員向け事業）

東京芸能人国民健康保険組合が運営する国民健康保険組合への加入取り扱いを行な

う。また、当連盟と提携している東京海上日動火災保険株式会社との所得補償保険、傷害保険の事務手続を引き続き行なう。

(5) **会員のための税務相談**（相互扶助等事業／会員向け事業）

確定申告時期に、顧問税理士による税務相談を行い税務申告の手助けを行なう。

(6) **会員のための法律相談**（相互扶助等事業／会員向け事業）

会員が演奏及び演奏業務に携わる行為等により法律問題に直面した場合、その解決方法について顧問弁護士による法律相談が受けられるよう取り計らう。

## 6 音楽に関する調査及び内外資料の収集保存並びに機関紙、図書の刊行

(1) **機関紙・月刊「えんれん」の発行**（公益目的事業／調査研究及び権利擁護活動）

情報誌「ぶらあぼ」の配布

B 5判 8頁建 3,900部 会員及び関係団体等に配布する。

(2) **「演奏年鑑 2013 音楽資料（通巻第 39 号）」の刊行**（公益目的事業／調査研究及び権利擁護活動）

＝文化庁委託事業「平成 24 年度次代の文化を創造する新進芸術家育成事業」＝

B 5判 約 580 頁 1,700 部 資料提供団体、関係機関等に配布する。

国内で様々な形態で開催されているクラシック音楽の演奏会を数値データに表し、我が国音楽界の動向を調査・研究するとともに、特に新進芸術家の活動の指針となるテーマを重点的に調査し、掲載することにより、将来の楽界を担う新進芸術家の育成に貢献できる資料作りを目指す。

(3) **「日本演奏連盟会員名簿」（年 1 回）の発行**（相互扶助等事業／会員向け事業）

B 5判 約 130 頁 3,700 部 11 月に発行し、全会員に配布する。

(4) **世界の国際音楽コンクールの要項収集と情報提供**（公益目的事業／調査研究及び権利擁護活動）

(5) **ホームページによる情報発信**（公益目的事業／調査研究及び権利擁護活動）

開設以来 12 年を経過した当連盟のホームページをリニューアルし、ユーザーにとってアクセスしやすく、使い勝手が良い Web サイトの構成を目指す。

日本演奏連盟アドレス <http://www.jfm.or.jp>

## 7 その他、連盟の目的を達成するために必要な事業